**令和７年度**

**指定地域密着型通所介護**

**自　主　点　検　表**

（点検実施日　　　　　　年　　　　月　　　　日）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 記入者職・氏名 |  |

◇目次◇

Ｐ　１～ 人員、設備及び運営の基準

Ｐ１８～ 変更の届出等

Ｐ２０～ 加算・減算チェックシート

**新座市いきいき健康部介護保険課**

人員、設備及び運営の基準

|  |
| --- |
| **※　記入に当たっての留意事項**　　本調書は、「**指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第０３３１００４号・老振発第033100４号・老老発第033101７号）**」も参照の上、回答するようお願いいたします。**※　評価の基準**　　評価は、「**○（実施している）、△（一部実施できていない）、×（実施できていない）、ー（該当しない）**」で、項（号）がある場合は項（号）ごとに記入してください。なお、運営指導にて評価根拠（具体的に実施していることを証する書類がある場合はその書類）を確認させていただく場合があります。**※**本調書は、「新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」のうち「第３章の２　地域密着型通所介護」及び条例第６０条の２０による他の章からの準用規定（☆で明示、読替え後を掲載）を掲載しています。※　又は下線は、令和６年４月１日付けの改正で追加された規定です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年新座市条例第４２号）** | **評価** |
| **第１章　総則****（趣旨）**第１条　この条例は、介護保険法(平成９年法律第１２３号。以下「法」という。)第７８条の２第１項及び第４項第１号並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 | **―** |
| **（定義）**第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1)　地域密着型サービス事業者　法第８条第１４項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。(2)　指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス　それぞれ法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。(3)　利用料　法第４２条の２第１項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。(4)　地域密着型介護サービス費用基準額　法第４２条の２第２項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額)をいう。(5)　法定代理受領サービス　法第４２条の２第６項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。(6)　常勤換算方法　事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 | ― |
| **(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)**第３条　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 |  |
| ４　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 |  |
| **(指定地域密着型サービス事業者の指定)**第４条　法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定について、法第７８条の２第４項第１号に規定する市町村の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護(介護保険法施行規則(平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。)第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。)に限る。第１９１条において同じ。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。 | 　 |
| **第３章の２　地域密着型通所介護****第１節　基本方針****（基本方針）**第６０条の２　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 |  |
| **第２節　人員に関する基準****（従業者の員数）**第６０条の３　指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第４節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 | ― |
| (1)　生活相談員　指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数 |  |
| (2)　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数 |  |
| (3)　介護職員　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条の規定による改正前の法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第１号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が１５人までの場合にあっては１以上、１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 |  |
| (4)　機能訓練指導員　１以上 |  |
| ２　当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が１０人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。 |  |
| ３　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第１項第３号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第７項において同じ。）を、常時１人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。 |  |
| ４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 |  |
| ５　前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 |  |
| ６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 |  |
| ７　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。 |  |
| ８　指定地域密着型通所介護事業者が第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  |
| **（管理者）**第６０条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 |  |
| **第３節　設備に関する基準****（設備及び備品等）**第６０条の５　指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 |  |
| ２　前項の設備の基準は、次のとおりとする。(1)　食堂及び機能訓練室は、次のとおりとすること。ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 |  |
| イ　アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 |  |
| (2)　相談室は、遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 |  |
| ３　第１項の設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 |  |
| ４　前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 |  |
| ５　指定地域密着型通所介護事業者が第６０条の３第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第１項から第３項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  |
| **第４節　運営に関する基準****（内容及び手続の説明及び同意）**（☆条例第６０条の２０）第１０条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第６０条の１２に規定する重要事項に関する規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア　指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ　指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）(2)　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第２０４条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  |
| ３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 |  |
| ４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |  |
| ５　指定地域密着型通所介護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。(1)　第２項各号に規定する方法のうち指定地域密着型通所介護事業者が使用するもの(2)　ファイルへの記録の方式 |  |
| ６　前項の規定による承諾を得た指定地域密着型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |  |
| **（提供拒否の禁止）**（☆条例第６０条の２０）第１１条　指定地域密着型通所介護事業者は、正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んではならない。

|  |
| --- |
| ※　正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難な場合である。 |

 |  |
| **（サービス提供困難時の対応）**（☆条例第６０条の２０）第１２条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 |  |
| **（受給資格等の確認）**（☆条例第６０条の２０）第１３条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第７８条の３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するように努めなければならない。 |  |
| **（要介護認定の申請に係る援助）**（☆条例第６０条の２０）第１４条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の３０日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 |  |
| **（心身の状況等の把握）**第６０条の６　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 |  |
| **（指定居宅介護支援事業者等との連携）**（☆条例第６０条の２０）第１６条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| **（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）**（☆条例第６０条の２０）第１７条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第６５条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第８条第２４項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 |  |
| **（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）**（☆条例第６０条の２０）第１８条　指定地域密着型通所介護事業者は、居宅サービス計画（法第８条第２４項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第６５条の４第１号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。 |  |
| **（居宅サービス計画等の変更の援助）**（☆条例第６０条の２０）第１９条　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 |  |
| **（サービスの提供の記録）**（☆条例第６０条の２０）第２１条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について法第４２条の２第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 |  |
| **（利用料等の受領）**第６０条の７　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型通所介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。(1)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 |  |
| (2)　指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 |  |
| (3)　食事の提供に要する費用 |  |
| (4)　おむつ代 |  |
| (5)　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

|  |
| --- |
| 【※「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成１２年３月３０日老企第５４号）」を参照のこと。】①　利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用　※　一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者等の希望を確認したうえで提供されるものをいう。したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。②　利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用　※　例えば、事業者がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるものであり、すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。 |

 |  |
| ４　前項第３号に掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。 | ― |
| ５　指定地域密着型通所介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 |  |
| **（保険給付の請求のための証明書の交付）**（☆条例第６０条の２０）第２３条　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 |  |
| **（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）**第６０条の８　指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 |  |
| **（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）**第６０条の９　指定地域密着型通所介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。(1)　指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと。 |  |
| (2)　指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 |  |
| (3)　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 |  |
| (4)　地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 |  |
| （５）　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。 |  |
| （６）　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 |  |
| (７)　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 |  |
| (８)　指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。特に、認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。 |  |
| **（地域密着型通所介護計画の作成）**第６０条の１０　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。 |  |
| ２　地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 |  |
| ４　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 |  |
| ５　地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録しなければならない。 |  |
| **（利用者に関する市への通知）**（☆条例第６０条の２０）第２９条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。(1)　正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。(2)　偽りその他不正な手段によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |
| **（緊急時等の対応）**（☆条例第６０条の２０）第５４条　訪問介護員等は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| **（管理者の責務）**第６０条の１１　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 |  |
| **（運営規程）**第６０条の１２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。(1)　事業の目的及び運営の方針(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容(3)　営業日及び営業時間(4)　指定地域密着型通所介護の利用定員(5)　指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額(6)　通常の事業の実施地域(7)　サービス利用に当たっての留意事項(8)　緊急時等における対応方法(9)　非常災害対策(10)　虐待の防止のための措置に関する事項　（１１）　その他運営に関する重要事項 |  |
| **（勤務体制の確保等）**第６０条の１３　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 |  |
| ３　指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ４　指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| （業務継続計画の策定等）☆第３３条の２　指定地域密着型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 |  |
| **（定員の遵守）**第６０条の１４　指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 |  |
| **（非常災害対策）**第６０条の１５　指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 |  |
| **（衛生管理等）**第６０条の１６　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 |  |
| ⑴　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 |  |
| ⑵　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 |  |
| ⑶　当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 |  |
| **（掲示）**（☆条例第６０条の２０）第３５条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定地域密着型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 |  |
| ３　指定地域密着型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 |  |
| **（秘密保持等）**（☆条例第６０条の２０）第３６条　指定地域密着型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 |  |
| **（広告）**（☆条例第６０条の２０）第３７条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 |  |
| **（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）**（☆条例第６０条の２０）第３８条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 |  |
| **（苦情処理）**（☆条例第６０条の２０）第３９条　指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第２３条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| ４　指定地域密着型通所介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 |  |
| ５　指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| ６　指定地域密着型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 |  |
| **（地域との連携等）**第６０条の１７　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。　 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 |  |
| ４　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 |  |
| ５　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。 |  |
| **（事故発生時の対応）**第６０条の１８　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 |  |
| ４　指定地域密着型通所介護事業者は、第６０条の５第４項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。 |  |
| （虐待の防止）☆第４１条の２　指定地域密着型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 |  |
| ⑴　当該指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 |  |
| ⑵　当該指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 |  |
| ⑶　当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 |  |
| ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |  |
| **（会計の区分）**（☆条例第６０条の２０）第４２条　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 |  |
| **（記録の整備）**第６０条の１９　指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。(1)　地域密着型通所介護計画(2)　次条において準用する第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録（３）　第６０条の９第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録(４)　次条において準用する第２９条の規定による市への通知に係る記録(５)　次条において準用する第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録(６)　前条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録(７)　第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 |  |
| **（準用）**第６０条の２０　第１０条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条の２、第４２条及び第５４条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第６０条の１２に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。 |  ― |
| 第１０章　雑則（電磁的記録等）第２０４条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１３条第１項（第６０条、第６０条の２０、第６０条の２２、第６０条の４０、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び前条において準用する場合を含む。）、第１１６条第１項、第１３７条第１項及び第１５６条第１項（第１９０条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。２　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 | ― |

**変更の届出等**

（介護保険法第78条の5、介護保険法施行規則第規則第131条の13及び第131条の25）

|  |  |
| --- | --- |
| １　変更届下記の事項に変更があったときは、１０日以内に、その旨を新座市長に届け出ている。　１　　事業所の名称２　　事業所の所在地３　　申請者の名称４　　申請者の主たる事務所の所在地５　　代表者の氏名、生年月日、住所及び職名６　　申請者の登記事項証明書又は条例等７　　事業所の平面図 ８　　設備の概要　　９　　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所　１０　運営規程 |  |
| ２　休止（廃止）届　　事業を廃止又は休止日の１月前までに、届け出ている。　　休止した事業を再開した場合、１０日以内に届け出ている。 |  |

**業務管理体制の届出等**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　業務管理体制の届出下記の区分に応じ、適切に届け出ている。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| ①　指定事業所が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 |
| ②　指定事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 主たる事務所の所在地の都道府県知事 |
| ③　指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者 | 指定都市の長 |
| ④　指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者　 | 中核市の長 |
| ⑤　地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 | 市町村長 |
| ⑥　①から⑤以外の事業者 | 都道府県知事 |

 |  |
| ２　変更の届出　　　下記の事項に変更があった場合、適切に届け出ている。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出事項 | 対象となる事業者 |
| 事業者の・名称又は氏名・主たる事務所の所在地・代表者の氏名、生年月日、住所、職名 | 全ての事業者 |
| 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日 | 全ての事業者 |
| 「業務が法令に適合することを確保するための規程」の概要 | 事業所等の数が20以上の事業者 |
| 「業務執行の状況の監査の方法」の概要 | 事業所等の数が100以上の事業者 |

 |  |

|  |
| --- |
| 加算・減算チェックシート（地域密着型通所介護）※直近２年以内の状況で、事業所として一度でも算定したことのある加算を記入してください。 |
| 加算・減算名 | 算定 | 該当する区分に○ | 備考欄（算定開始時期・終了日等） |
| 定員超過利用減算 | □ |  |  |
| 人員基準欠如減算 | □ |  |  |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | □ |  |  |
| 業務継続計画未策定減算 | □ |  |  |
| 同一建物減算 | □ |  |  |
| 送迎減算 | □ |  |  |
| 生活相談員配置等加算 | □ |  | ※共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等のみ |
| 入浴介助加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 中重度者ケア体制加算 | □ |  |  |
| 生活機能向上連携加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 個別機能訓練加算 | □ | Ⅰイ　・　Ⅰロ・Ⅱ |  |
| ＡＤＬ維持等加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 認知症加算 | □ |  |  |
| 若年性認知症利用者受入加算 | □ | 　 |  |
| 栄養アセスメント加算 | □ |  |  |
| 栄養改善加算 | □ | 　 |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 口腔機能向上加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 科学的介護推進体制加算 | □ |  |  |
| サービス提供体制強化加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| 介護職員処遇改善加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | □ |  |  |

自己点検シート

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）」及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成１８年３月３１日老計発第０３３１００５号・老振発第０３３１００５号・老老発第０３３１０１８号)」を参照の上、確認してください。

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 定員超過利用減算 | 利用者の数が市町村長に届け出た運営規程に提出した利用定員を超えている | □ | 該当 |
| 人員基準欠如減算 | 従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいていない | □ | 該当 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 下記の基準を満たしていない。①　高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない②　高齢者虐待防止のための指針を整備していない③　高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない④高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない※　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準第３条の３８の２に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。 | □ | 該当 |
| 業務継続計画未策定減算 | 指定地域密着型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。 | □ | 該当 |
| 同一建物減算 | 指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、１日につき９４単位を所定単位数から減算している | □ | 該当 |
| 送迎減算 | 利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき４７単位を所定単位数から減算している | □ | 該当 |
| 生活相談員配置等加算 | 生活相談員を１名以上配置している。 | □ | 配置 |
| 地域に貢献する活動を行っている。 | □ | 該当 |
| 入浴介助加算（Ⅰ） | 次のいずれにも適合している。(1)　入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助である。(2)　入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っている。 | □ | 該当 |
| 入浴介助加算（Ⅱ） | 次のいずれにも適合している。(1) 入浴介助加算（Ⅰ）に掲げる基準に適合している。(2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しく は介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っている。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとする。（3) 当該地域密着型指定通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成している。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。(4)　(3)の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行っている。 | □ | 該当 |
| 中重度者ケア体制加算 | 指定地域密着型サービス等基準第２０条第１項第２号又は第３号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保している | □ | 該当 |
| 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が１００分の３０以上である | □ | 該当 |
| 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護の提供に当たる看護職員を１名以上配置している | □ | 該当 |
| 共生型地域密着型サービスを算定していない | □ | 該当 |
| 生活機能向上連携加算（Ｉ） | ⑴　指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が２００床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている | □ | 該当 |
| ⑵　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している | □ | 該当 |
| ⑶ ⑴の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている | □ | 該当 |
| 個別機能訓練加算を算定している場合は、算定していない。 | □ | 該当 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | ⑴ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている | □ | 該当 |
| ⑵ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している | □ | 該当 |
| ⑶ ⑴の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている | □ | 該当 |
| 個別機能訓練加算を算定している場合は、１月につき１００単位を所定単位数に加算している | □ | 該当 |
| 個別機能訓練加算（Ｉ）イ | 次に掲げる基準のいずれにも適合している。⑴ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この号において「理学療法士等」という。）を１名以上配置している⑵ 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っている⑶ 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っている⑷ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成している。また、その後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っている⑸ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | 該当 |
| 個別機能訓練加算（Ｉ）ロ | 次に掲げる基準のいずれにも適合している。⑴ 個別機能訓練加算（Ｉ）イの⑴で配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置している⑵ 個別機能訓練加算（Ｉ）イの⑵から⑸までに掲げる基準のいずれにも適合している | □ | 該当 |
| 個別機能訓練加算(Ⅱ) | 次に掲げる基準のいずれにも適合している。⑴ 個別機能訓練加算（Ｉ）イの⑴から⑸まで、又は個別機能訓練加算（Ｉ）ロの⑴及び⑵に掲げる基準に適合している⑵ 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している | □ | 該当 |
| ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ） | 次に掲げる基準のいずれにも適合している。⑴ 評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（⑵において「評価対象利用期間」という。）が６月を超える者をいう。以下同じ。）の総数が１０人以上である(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初　月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当　該月の翌月から起算して６月目（６月目にサービス　の利用がない場合については当該サービスの利用が　あった最終の月）において、ＡＤＬを評価し、その　評価に基づく値（以下「ＡＤＬ値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当　該測定を提出している(3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値を用　いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ＡＤＬ利得」という。）の平均値が１以上である | □ | 該当 |
| ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）　 | 次に掲げる基準のいずれにも適合している。(1) ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）の(1)及び(2)までの基準に適合している(2) 評価対象者のＡＤＬ利得の平均値が３以上である | □ | 該当 |
| 認知症加算 | 指定地域密着型サービス基準第20条第1項第２号又は第３号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保している | □ | 該当 |
| 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が１００分の１５以上である | □ | 該当 |
| 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を１名以上配置している | □ | 配置 |
| 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催している |  |  |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている | □ | 該当 |
| 栄養アセスメント加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合している。(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置している(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応している(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している(4) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | 該当 |
| 栄養改善加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合している。(1) 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事　業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を１名以上配置して行っている(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成している(３) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録している(４) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価している　(５) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | 該当 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） | 次に掲げる基準のいずれにも適合している。(1) 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している(2) 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している（3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しない　a　栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月である b 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月である | □ | 該当 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） | 次に掲げる基準のいずれかに適合している。(1)　次に掲げる基準のいずれにも適合している。a　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の(1)及び(3)に掲げる基準に適合しているb　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であるc　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではない（2) 次に掲げる基準のいずれにも適合している。a 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の(2)及び(3)に掲げる基準に適合しているb 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないc 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月である | □ | 該当 |
| 口腔機能向上加算（Ⅰ） | 次に掲げる基準のいずれにも適合している。（1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置している(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成している（3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録している(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価している(5)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。 | □ | 該当 |
| 口腔機能向上加算（Ⅱ） | 次に掲げる基準のいずれにも適合している。（1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）の⑴から⑸までに掲げる基準のいずれにも適合している (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の　管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している | □ | 該当 |
| 科学的介護推進体制加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合している。（1)利用者ごとのＡＤＬ値（ＡＤＬの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している（２)　必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定地域密着型通所介護の提供に当たって、（1)に規定する情報その他指定地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している | □ | 該当 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 次に掲げる基準のいずれにも適合している。(1)次のいずれかに適合している・　介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の７０以上・　指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５(2)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | 該当 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 次に掲げる基準のいずれにも適合している。(1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の５０以上(2)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | 該当 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） |  (1) 次のいずれかに適合すること。・　介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の４０以上・　介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００分の３０以上(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | 該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | １　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | □ | 該当 |
| （１）　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | □ | 該当 |
| （２）　介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（経験・技能のある介護職員）のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない | □ | 該当 |
| ２　⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている | □ | 該当 |
| ３　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 | □ | 該当 |
| ４　事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |
| ７　次の(１)～（６）のいずれにも適合 | □ | 該当 |
| (１)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 | □ | 該当 |
| (２)　（１）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (３)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 | □ | 該当 |
| （４）　（３）について、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (５)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。 | □ | 該当 |
| (６)　(５)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |
| ９　８の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している | □ | 該当 |
| １０　地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は(Ⅱ) （指定療養通所介護にあってはサービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ又は（Ⅲ）ロ）のいずれかを届け出ている | □ | 該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | １　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | □ | 該当 |
| （１）　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | □ | 該当 |
| （２）　介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（経験・技能のある介護職員）のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない | □ | 該当 |
| ２　⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている | □ | 該当 |
| ３　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 | □ | 該当 |
| ４　事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |
| ７　次の(１)～（６）のいずれにも適合 | □ | 該当 |
| (１)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 | □ | 該当 |
| (２)　（１）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (３)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 | □ | 該当 |
| （４）　（３）について、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (５)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 | □ | 該当 |
| (６)　(５)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | 該当 |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |
| ９　８の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している | □ | 該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | １　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | □ | 該当 |
| （１）　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | □ | 該当 |
| ２　⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている | □ | 該当 |
| ３　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 | □ | 該当 |
| ４　事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | 該当 |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 該当 |
| ７　次の(１)～（６）のいずれにも適合 | □ | 該当 |
| (１)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 | □ | 該当 |
| (２)　（１）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (３)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 | □ | 該当 |
| （４）　（３）について、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (５)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 | □ | 該当 |
| (６)　(５)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | 該当 |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | １　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | □ | 該当 |
| （１）　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | □ | 該当 |
| ２　⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている | □ | 該当 |
| ３　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 | □ | 該当 |
| ４　事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | 該当 |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 該当 |
| ７　次の(１)～（4）のいずれにも適合 | □ | 該当 |
| (１)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 | □ | 該当 |
| (２)　（１）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (３)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 | □ | 該当 |
| （４）　（３）について、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |